

令和7年4月

学生の皆様

みはら市民大学
学 長 豊田 実夫

講座開始にあたってのお願い

学生の皆様、ご入学おめでとうございます。今日の日を大変心待ちにされていたことと思います。

さて、厚生労働省ではコロナ感染対策として次のように通達しています。

「これまで法律に基づき行政がさまざまな要請・関与をしながら対応してきたが、令和5年5月8日の5類感染症移行に伴い、個人の選択を尊重し、感染対策の実施については個人・事業者の判断が基本となる。」

また、マスクの着用については、重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、医療機関・高齢者施設を訪問するときなど、マスク着用を推奨しています。さらに、「事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者又は従業者にマスク着用を求めることは許容される。」とあります。

市民大学としては、学生の94%以上が高齢者であることを鑑みると、マスク着用をお願いせざるをえない状況にあると考えます。つきましては、開講にあたり、皆様の健康と安全を守るため、マスク着用をはじめとした令和7年度のコロナ感染防止対策へのご協力をよろしくお願いいたします。

感染症防止対策 (コロナ・インフルエンザ等も含む)

- ①発熱等の症状（家族内も含め）があるときには、登校を控えてください。
- ②マスクの着用、咳エチケットの徹底、手洗いをこまめに行ってください。
- ③部屋の出入りの際には、手の消毒を行ってください。
- ④教室の使用後は、消毒を行ってください。（スプレー式で簡単にしました。）